

三鷹市住宅等防犯対策補助金交付要綱

令和 7 年 1 月 14 日
制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、犯罪を未然に防止するため、三鷹市（以下「市」という。）内の住宅（共同住宅を含む。）、店舗、事業所等（以下「住宅等」という。）に防犯対策を実施する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、市民等の防犯対策を推進し、もって安全安心のまちづくりに資することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う住宅等の所有者、使用者又は管理組合とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあつては、申請日時点で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、市内の住宅等の所有者であつて、市以外の住民基本台帳に記録されている者の場合は、この限りでない。
 - (2) 申請日時点で、市税の滞納がない者。ただし、個人にあつては、世帯員全員が国民健康保険税を含む市税を滞納していないこと。
 - (3) 三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者ではないもの
 - (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体ではないもの
 - (5) 住宅等の売買を目的として補助対象事業を実施する者ではないもの
 - (6) 令和 6 年10月30日以降に、次条に規定する補助対象事業を行っている者
- (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市内の住宅等で行う、次に掲げるものとする。

(1) 防犯カメラの設置のうち、次に掲げるものを満たすもの

ア 設置場所が住宅等の敷地内であること。

イ 撮影範囲が原則住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前説明を行い、同意を得ていること。

(2) 防犯性能の高い錠又は補助錠の取付け

(3) サムターンカバー及びロックカバーの取付け

(4) 防犯フィルムの貼付け

(5) センサーアラームの取付け

(6) センサー付ライトの取付け

(7) ダミーカメラの取付け

(8) モニター付インターホンの取付け

(9) その他犯罪の未然防止に必要であると市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に要する経費とする。ただし、補助対象者が自ら設置、取付け等を行った場合は、これらに要した経費は補助対象経費としないこととする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、15,000円を限度とする。

(補助の制限)

第6条 補助金の交付の回数は、一の住宅等につき1回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、二世帯住宅等（一の住宅に各世帯の専用の玄関、

台所、トイレ等を有し、それぞれの世帯で独立した生活が可能であるものをいう。)に対する補助金の交付の回数は、世帯ごとにそれぞれ1回を限度とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、区分所有建物又は共同住宅等であって共用部分を有するものの当該共用部分に係る補助金の交付の回数は、一の住宅等の共用部分につき1回を限度とし、共同住宅等を所有し、若しくは管理する者又は区分所有建物の共用部分を管理する管理組合に対して交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を添えて、三鷹市住宅等防犯対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 防犯設備工事等の内容及びその施工日若しくは購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、住所等が記載された領収書その他の書類又はその写し

(2) 自己の所有する住宅等以外の住宅等の居住者又は使用者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅等の所有者の同意書

(3) 二世帯住宅等に対する補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅等の建物の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請書兼請求書は、窓口、郵送又はオンラインのいずれかにより提出するものとする。この場合において、補助対象者が高齢等の事情により自ら提出できないときは、代理により申請することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査する。

- 2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、三鷹市住宅等防犯対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請をした者に通知し、申請書兼請求書に記載された金融機関の口座に振り込むこととする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、三鷹市住宅等防犯対策補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助決定者から文書による申請の取下げがあったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、速やかに三鷹市住宅等防犯対策補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第11条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(免責)

第12条 市長は、この補助金の交付申請等に関して申請をした者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。